給与支払報告 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。　　右の※印の欄には記入しないでください。

※CD		
※処理日	現年度	
	新年度	
	両年度	

令和　　年　　月　　日

大宜味村長 殿

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地	郵便番号
フリガナ	
名　称	印
個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号（注1）	
連絡先 係	
連絡先 氏名	
連絡先 TEL	（　　）　（内線　　）

給与所得者（異動者）		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済税額	（ウ）未徴収税（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
フリガナ	生年月日						
氏名							
受給者番号							
個人番号							
1月1日現在の住所							
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所	円	月分から 月分まで 円	月分から 月分まで 円	令和 年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.（　）	A. 特別徴収継続 B. 一括徴収 C. 普通徴収

C を○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。

C 普通徴収

※ 未徴収額を本人が支払う

※ 市町村役場より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は　　月分で納入する（　　月　　日納入）

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額（ウ）と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続（転勤・再就職）

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号		
新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名　称	印
	個人番号又は法人番号	
	連絡先 係	
	連絡先 氏名	
	連絡先 TEL	（内線）

月割額　　円を　　月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額（賞与含む）	退職手当等の支払額（支払予定額）
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年　カ月

一括徴収しない場合の理由

1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額（上記（ウ）の欄）を超える給与、又は退職手当の支払いがないため。
3. その他　　理由（　　）

ご注意

1. 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
3. 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。